論説

英国における General Anti-Abuse Rule 立法の背景と意義

日本大学法科大学院教授 今 村 降

SUMMARY

英国政府は、2013 年 3 月に提出した財政法案において包括型濫用対抗規定(General Anti-Abuse Rule)の導入を提案し、同年 7 月 17 日に同法案が 2013 年財政法(Finance Act 2013)として成立し即発効した(同法 206 条ないし 215 条)。これは、2011 年 11 月 21 日に公表されたアーロンソン意見書に基づくものであり、このような英国の動向は、世界的に注目を集めているところである。

今回の英国における包括型濫用対抗規定(General Anti-Abuse Rule)の立法は、ラムゼイ原則の不確実性や限界を解消する新たなルールの創設を目指したものと考えられることから、今回の立法の意義や背景を検討することが我が国においても非常に意味があるものと考えられる。

そこで本稿は、 英国における包括型濫用対抗規定(General Anti-Abuse Rule)の概要の紹介、 本規定が提案された背景の検討、 本規定立法の基となったアーロンソン意見書の考え方の検討及び 本規定立法の意義、特に我が国へのインプリケーションについて論じるものである。(平成25年9月30日税務大学校ホームページ掲載)

(税大ジャーナル編集部)

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税 務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示 すものではありません。

目次	
 はじめに	90
第1 英国版 GAAR の概要	91
1 財政法第 5 編の 206 条ないし 215 条の概要 …	91
2 207条2項の double reasonable test	92
第 2 英国版 GAAR 立法の背景 ラムゼイ原則の限	
1 ラムゼイ原則の意義	
2 Mayes 事件 ······	
(1) Mayes 事件の事案の概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(2) Mayes 事件の判旨 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3) Mayes 事件の検討 ·····	
第3 英国版 GAAR の考え方 アーロンソン意見書	
1 アーロンソン意見書の概要	
(1) 意見書の結論と全体像	
(2) 意見書の前提となる議論	
(3) 意見書の本体	
2 Ngai Lik Electronics 事件 ···································	
(1) 智冶一般古祕規足	
(2) Ngai Lik Electronics 事件の事業の概要 (3) Ngai Lik Electronics 事件の判旨	
3 アーロンソン意見書と財政法第 5 編との違い・	
3 プーロンプン意見音と射政法第 5	
(1) 知政/女弟 5 調の (2) HMRC のガイダンス ····································	
(2) TIMINO (9) (2) (1) (1) (2) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	
結び・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

はじめに

英国政府は、2013 年 3 月に提出した財政 法案において包括型濫用対抗規定(General Anti-Abuse Rule)の導入を提案したが(同 法案第 5 編の 203 条ないし 212 条) 同年 7 月 17 日に両院の合意により、同法案が 2013 年財政法(Finance Act 2013)として成立し 即発効した(同法 206 条ないし 215 条) これは、2011 年 11 月 21 日に公表されたアーロンソン意見書(1)に基づくものであり、このような英国の動向は、世界的に注目を集めているところである。英国は、1997 年から 1999

年にかけて、包括型回避対抗規定(General Anti-Avoidance Rule)の導入を検討したことがあった。しかし、その時には立法にまで至らなかったが、今回は、正式な法律として立法されたものである。なお、今回立法され成立した規定は、包括型回避対抗規定よりも適用範囲が狭い規定であり、これを上記のとおり、包括型濫用対抗規定と呼んでいる。本稿では、以下、今回提案された包括型濫用対抗規定を「英国版 GAAR」ということとする。

筆者は、2013 年 3 月にパリで開催された OECD のワークショップ^②や同年 4 月に東京 で開催された IMF の会議⁽³⁾に参加したが、このようなワークショップや会議が開催されたのは、英国の上記立法や EU における動きすなわち、2012 年の EU 委員会による加盟国に対する包括型回避対抗規定の導入に向けての勧告⁽⁴⁾ を反映したものである。

一方、筆者は、これまで英国の上院におけ る判例法理であるラムゼイ原則などを研究し、 最近では、2011年の Tower MCashback 事件 最高裁判決⑤の分析をしているが⑥、それは、 英国が、英米法系の国ではあるものの、米国と 異なり、租税法における実質主義(substanceover-form-doctrine)を否定し、法的形式を 重視する立場に立っているからである。英国 の判例は、この点において我が国と同様の状 況にあり、租税回避の事案に対する英国の判 例の動向が、我が国にも示唆に富むものと考 えるからである。しかしながら、今回の英国 版 GAAR の立法は、このようなラムゼイ原則 の不確実性や限界を解消する新たなルールの 創設を目指したものと考えられることから、 今回の立法の意義や背景を検討することが、 我が国においても非常に意味があると考えら れる。また、筆者は、幸いにも上記 IMF 会 議で、アーロンソン意見書のメンバーの一人 であるオックスフォード大学のジュディス・ フリードマン教授と意見交換をする機会を得 て、英国の今回の立法についてのヒントを得 ることもできた。

そこで、本稿においては、まず、第1で、今回成立した英国版 GAAR の概要を紹介し、次いで、第2で、このような規定が提案された背景を検討し、さらに、第3で、今回成立した英国版 GAAR 立法の基となったアーロンソン意見書の考え方を検討し、最後に、第4で、英国版 GAAR 立法の意義、特に我が国へのインプリケーションについて論じることとしたい。

第1 英国版 GAAR の概要

1 財政法第5編の206条ないし215条の概要

英国の 2013 年財政法の第 5 編で、英国版 GAAR が規定されており⁽⁷⁾、同編の 206 条な いし 215 条の概要について紹介することとする。

まず、206条は、英国版 GAAR の目的を規定するものであり、1 項において、「本編は、濫用 (abusive)である租税取決め(tax arrangement)から生じる租税便益(tax advantage)に対抗(counteracting)する目的のため実施される。」と規定し、適用となる租税を所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、石油利益税、相続税、印紙税及び居住用不動産税(annual tax on enveloped dwellings)としている(同条3項)。

ここで注目すべきは、付加価値税は、適用対象とされていないことである。これは、アーロンソン意見書でも述べられているが(同意見書パラ 1.9) 付加価値税については、2006年の Halifax 事件欧州司法裁判所判決⁽⁸⁾ などの欧州司法裁判所における判例法理があるからである。

次いで、207 条で、「租税取決め(tax arrangement)」と「濫用(abusive)」の意味を規定し、208 条で、「租税便益(tax advantages)」の意味を規定している。207 条は、英国版 GAAR の中核ともいえる規定であり、後に詳述する。

そして、209条で、当該租税便益が濫用である場合の対処が規定され、210条で上記209条の対処に対する調整が規定され、211条で、裁判所で争われる前の事前手続が規定され、212条で、英国版 GAAR と優先ルール(priority rule)との関係が規定され、213条で、関係規定の修正が規定され、214条で、第5編の解釈の指針が規定され、215条で、同編の施行時期が規定されている。

- 2 207 条 2 項の double reasonable test 英国版 GAAR の中核は、207 条である。207 条の具体的規定は次のとおりである。
- 「1項 取決め (arrangements) は、すべての状況について考慮を払ったときに、租税便益 (tax advantage) を得るのが当該取決めの主たる目的 (the main purpose) 又は主たる目的の一つ (one of the main purposes) であると合理的に結論することができる場合には、『租税取決め (tax arrangements)』である (下線筆者)。
 - 2 項 租税取決めは、下記を含むすべての 状況を考慮したときに、その締結又は 実施が、適用される租税法規の規定と の関係において合理的な一連の行為 (a reasonable course of action)とし て合理的に考えることができない (cannot reasonably be regarded)場 合に、『濫用(abusive)』である(下 線筆者)。
 - (a) 当該取決めの実質的な結果が、当該規定が立脚している原則(明示されているか黙示的であるかを問わない。)や当該規定の政策目的と矛盾していないかどうか(下線筆者)。
 - (b) そのような結果を達成しようとしている手段が、1つないしそれ以上の仕組まれた(contrived)あるいは通常と異なる(abnormal)ステップを含んでいないか。
 - (c) 当該取決めが当該規定の不備 (shortcoming)を利用することを 意図しているかどうか。
 - 3 項 租税取決めが他の取決めの一部を構成している場合、それらの他の取決めもまた考慮されなければならない。
 - 4 項 次のそれぞれは、租税取決めが濫用 (abusive)であることを示す場合の 例である。

- (a) 当該取決めのもたらす課税上の所 得、利益又は譲渡益の金額が、経済 目的のそれより相当程度少ない場合
- (b) 当該取決めのもたらす租税上の控 除又は損失が、経済目的のそれより 相当程度大きい場合
- (c) 当該取決めが、支払われていない 又は支払われる蓋然性に乏しい税の 還付又は控除(外税控除を含む。)の 請求する権利をもたらす場合
- ただし、いずれの場合についても、かかる結果又は関連する規定が立法された時点において予想されていた結果(result)に当たらないと合理的に認められる場合に限る。
- 5 項 当該租税取決めが確立した慣行に適合しており、当該取決めが実施された時点において HMRC がかかる慣行の受容を示唆していたという事実は、当該取決めが濫用ではないことを示すかもしれない場合の一例である。
- 6 項 4 項と 5 項における例示は、網羅的 なものではない (not exhaustive),」

まず、租税取決めとして、1項で、下線のとおり、租税便益を得るのを主たる目的とする場合だけでなく、主たる目的の一つとしている場合もこれに当たるとしているのが注目される。最近立法されたインドの包括型回避対抗規定は、租税便益を得るのを主たる目的としている場合に限定しており、英国版GAAR はそれよりは若干広くとらえているのである(๑)。

次に、租税取決めが、濫用に当たるか否かの判断基準として、2項で、下線のとおり、合理性基準が2回採られており、これが、「double reasonable test」と呼ばれているゆえんである。なお、ここで「取決め」とは、214条において、「すべての合意(agreement)了解(understanding)計画(scheme)取引(transaction)又は一連の取引(法的に

有効であるか否かを問わず。)」と定義されて いる。

また、2項 a 号で、当該租税法規の立脚する原則として、下線のとおり、明示的でなく 黙示的なものも含むとされているのが注目される。これは、目的的解釈の限界として、当 該租税法規の立法目的が必ずしも明確でない 場合もあるのではないかとの反論があり、これに対応するものであると考えられる。

さらに、4 項も注目すべきであり、租税回 避として、a号で課税根拠規定を回避する場 合は当然として、b 号や c 号で課税減免規定 を充足させる場合も含めている点である。我 が国の通説は、租税回避を「私法上の選択可 能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地 からは合理的理由がないのに、通常用いられ ない法形式を選択することによって、結果的 には意図した経済的目的ないし経済的成果を 実現しながら、通常用いられる法形式に対応 する課税要件の充足を免れ、もって税負担を 減少させあるいは排除すること」(10)(下線筆 者)と定義し、課税根拠規定の回避の場合し か租税回避としてとらえていないが、英国版 GAARは、課税減免規定を充足させる場合も 租税回避としてとらえているのである。

第 2 英国版 GAAR 立法の背景 ラムゼイ 原則の限界

1 ラムゼイ原則の意義

冒頭で述べたとおり、今回の立法は、英国の判例法上採られているラムゼイ原則の不確実性や限界を解消するための新たなルールの創設を目指しているものである。そこで、今回の立法の意義を論じる前提として、ラムゼイ原則の意義や限界について検討することとする。

ラムゼイ原則(Ramsay principle)とは、「複合的取引(composite transaction)を構成する個々の契約が私法上有効であっても、分離することができない過程で予め計画され

ている結果次の段階でキャンセルされることが意図されている損失は、制定法が扱っている損失(loss)ではない。」との原則である。ここで「キャンセルされることが意図されている」というのは、自動解消取引(self-cancelling)ともいわれているが、何もない状態から債権債務関係を生じさせ、利得と損失とを生じさせた上で、債権債務関係を消滅させ(cancel)税法上の便益を生じさせることである。

これは、1981 年の上院の Ramsay 事件判決(11)で確立された原則である。この事件は、複雑な事案であるが、原告会社が別の取引によるキャピタル・ゲインを相殺するため見せかけだけのキャピタル・ロスを創り出したとの事案である。

ところが、ラムゼイ原則は、当初問題とされた循環金融の事案から 1984 年の Dawson事件上院判決⁽¹²⁾のような直線的取引 (linear transaction)の事案にまで拡大適用されることとなり、ラムゼイ原則は、「租税回避に対する一般否認の法理 (the general principle)」

すなわち、問題となっている租税法規の解釈とは無関係に、事業目的がない取引を否認するとの法理であるのか、それとも「解釈の原則(the principle of construction)」すなわち、問題となっている租税法規を目的的に解釈し、当該取引がそのように解釈した租税法規に当てはまるかを判断する法理であるのかが問題となった。1992年のEnsign Tankers事件上院判決(13)の代表的な意見を書いたテンプルマン卿は、前者であるとの見解を支持する立場であり、ラムゼイ原則は英国版の租税回避についての一般否認の法理であるとの見解に立っていた14。

しかし、このような見解には批判も多く、 2001 年の Westmoreland 事件上院判決⁽¹⁵⁾に おいて、「解釈の原則」にすぎないとされ、 2004 年の BMBF 事件上院判決⁽¹⁶⁾でもその旨 確認された。 その後、英国は、2005年の憲法改革法に基づき、上告管轄権が上院(the House of Lords)から新設された最高裁(the Supreme Court)に移され、2009年から最高裁が業務を開始した。そこで、最高裁が、租税回避の問題についてどのような判決をするのかが注目されていたところであるが、2011年に、最高裁は、冒頭で述べたTower MCashback事件判決において、ラムゼイ原則の意味を解釈の原則であると再確認した上、予め取決められている複合取引の場合には、事実を現実的に見て(realistically viewed)制定法の文言を目的的に解釈したときに、同文言に反しているかを検討すべきであるとした(17)。

このように英国における租税回避否認のルールであるラムゼイ原則は、変遷を遂げており、その適用が不安定であるとの批判もあったところである。

2 Mayes 事件

このような状況において、ラムゼイ原則の 適用が問題となったのが、2011 年の Mayes 事件控訴院判決⁽¹⁸⁾である。この事件において、 歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs、以下「HMRC」という。) は、ラムゼイ原則の適用を主張したが、控訴院で否定され、最高裁への上告も認められなかったのである。

アーロンソン意見書は、ラムゼイ原則の目的的解釈の限界として、最もひどい租税回避のスキーム (the most egregious tax avoidance scheme)を取り扱うことができないとして、この Mayes 事件控訴院判決をあげている(同意見書パラ 3.20)。そこで、この判決の事件を検討することとする。

(1) Mayes 事件の事案の概要

この事件は、投資型生命保険契約 (second-hand insurance policy) における SHIPS2 というスキームであり、1988年の所得税及び法人税法 (Income and Corporation Act、以下「ICTA1988」という。)の Part 13の第2章の539条以下の生命保険契約に関する規定のうちの corresponding deficiency relief (対応的損失控除)を利用したタックス・シェルターである (19)。このスキームは、下図のとおり、7つの step から成っている。



ア まず、ジャージー島の個人の居住者である A が、このスキームを利用するため、米国の 保険会社である AIG から各 5000 ポンドの 保険料 (premium)で、証券 及び証券 の 2 つの証券を購入した(step1)。これらの 証券は、それぞれ A の 20 個の生命保険契約 が表彰されていた。 A は、1 つの契約について 250 ポンドを支払い、合計で各 5000 ポン

ドを支払った。A は、 及び の 2 つの証券 をルクセンブルク法人の JSI に各 25 万ポンドで譲渡した (step 2)。

イ JSI は、証券 の 20 個の契約に対し、1 個の契約につき 37 万 5000 ポンドの追加払いをし、証券 の 20 個の契約に対し、1 個の契約につき 5 万ポンドの追加払いをした。すなわち、JSI は、証券 分として 750 万

ポンド(37 万 5000×20)を、証券 分として 100 万ポンド(5 万×20)の合計 850 万ポンドの追加払いをした(step3), JSI は、step3 の 20 日後に上記追加払いの契約をすべて解約した(step4)。当初の各 5000 ポンドは、そのまま残存していることから、この step4 は、部分解約ということになる。

ICTA1988 は、このような部分解約の場合、利益が生じても損失が生じても、毎年度、その20分の1ずつしか計上を認めないこととし(同法546条)、一方で、被保険者の死亡又は全部解約といった課税状態(chargeable event)が生じたときに、corresponding deficiency relief ということで、調整することとしていた(同法549条)。そこで、JSIが部分解約をした時点では、20分の1の損失しか計上されず、Aが死亡するか又は全部解約するまで損失の計上が繰り延べられることとなった。

ウ 次いで、JSI は、このスキームのプロモーターの一人である英国の LLP (Limited Liability Partnership)である PES に 及び の証券を時価で譲渡し、PES が、英国の個人の居住者である X (メイ氏)に対し、証券 のうち 5 つの契約を表彰する分を約12万6000ポンドで、証券 のうち2つの契約を表彰する分を約7000ポンドで譲渡した(step6)。そして、X は、証券 及び の譲り受けた分を全部解約し、AIG から証券

及び に対し、合計で約 1800 ポンドの支払いを受けた(step7)。そして、X は、譲渡損が、約 13 万 1000 ポンドであり、さらに、corresponding deficiency reliefが、約 187万 6000 ポンドであるとして、2003 年分2004年分の所得税の申告をした。ここでcorresponding deficiency reliefが、約 187万 6000 ポンドとなるのは、証券 の契約の追加払いが保険契約 1 つにつき 37 万 5000 ポンドであるところ、X が 5 つの契約(を譲り受けたことから、37 万 5000×5 で 187 万

5000 ポンドであり、証券 についても、同様に、5万×2で10万ポンドとなり、そのうち JSI が部分解約をした時点で控除した20分の1を差し引くからである。

エ 争点は、2 つあり、第 1 に、X の主張する corresponding deficiency relief が認められるかであり、第 2 に、X の主張する譲渡損が認められるかである。第 1 の争点では、上記イの step3 と step4 が 1988 年 ICTA の規定する保険料の追加払いや部分解約に当たるかが問題となり、第 2 の争点では、上記step6 と step7 において、X が証券 及びの購入代金として支払った合計で約 13 万1000 ポンドが、取得費となるかが問題となった。

Xは、いずれも認められると主張したのに対し、HMRCは、第1の争点については、ラムゼイ原則に基づき、step3と step4は、自動解消取引であることから無視すべきであるとして、corresponding deficiency reliefを受けることはできないと主張し、第2の争点については、取得費は、解約料として支払を受けた約1800ポンドに相当する分だけであり、残額は、SHIP2に参加するための費用(fee)であると主張した。

(2) Mayes 事件の判旨

1 審の 2008 年の特別審判所判決(20)は、第 1 の争点については、HMRC の主張を入れた ものの、第 2 の争点については、X の主張を入れて、HMRC を敗訴させた。

一方、2審の2009年の高等法院判決(21)のプラウドマン判事は、第1の争点について、「制定法の規定は、実在又は商業上の利得を課税することを目標としていないので、商業上の実質を参照して取引への法令の適用を考慮すべきとすることや、スキームの一部を無視するための背後にある又は主要な目的を抽出することに意味はない。」(同判決パラ44)とし、「直感的に言って、かかるあからさまなスキームは成功すべきではない。」(同判決パ

ラ45)としつつも、Xの主張を入れて、Xを勝訴させ、第2の争点については、「これは、争いのない背景事情を前提に適切に解釈して、契約書に法規を適用する問題にすぎない。」(同判決パラ55)として、HMRCの主張を入れて、HMRCを勝訴させた。これに対し、XとHMRCの双方が控訴したが、控訴院は、高等法院の判断を是認した。その後、第1の争点について、HMRCが上告したが、これは受理されなかった。

控訴院は、ムメリー卿が主たる意見を書き、 トーマス卿やトルーソン卿もこれに賛成した。

(3) Mayes 事件の検討

ア corresponding deficiency relief

Mayes 事件と類似の事件として、2009年の Drummond 控訴院判決事件(22)がある。 SHIPS1 といわれているスキームで、Mayes 事件と同様に、英国の個人居住者が投資型生命保険契約を 196 万ポンドで購入し、すぐに解約して 175 万ポンドを得、差額を譲渡損として控除できるかが問題となった。この事件では、控訴院は、控除を否定した。これに対し、Mayes 事件では、譲渡損だけではなく、corresponding deficiency reliefによる損失控除が認められるかが争点となったのである。

前記(1)イのとおり、ICTA1988 は、このような部分解約の場合、利益が生じても損失が生じても、毎年度、その20分の1ずつしか計上を認めないこととし(同法546条)、一方で、被保険者の死亡又は全部解約といった課税状態(chargeable event)が生じたときに、対応的損失控除ということで、調整することとしていた(同法549条)。これは、非常に擬制的な規定であるが、控訴院判決が判示しているとおり、その立法趣旨は、保険契約者ができるだけ長期間保険契約を保持させようということと考えられる(パラ49)。そうすると、step3におけるJSIによる追加払いが、ICTAのPart 13の

第 2 章の規定する保険料の支払い (premium)に当たるか、step4の部分解約がICTAのPart 13の第2章の規定する解約 (surrender)に当たるかの文言解釈の問題となり、控訴院判決における主たる意見を書いたムメリー卿は、「step3 の保険料の追加払いや step4 の部分解約をそれらが租税便益を得るために挿入された自動解消取引であるとの理由のみで無視するのは、誤りであろう。」(同判決パラ78)とした。

確かに、部分解約の場合、20分の1ずつ しか計上を認めないという規定が、擬制的 な規定であるが、英国国内だけだと、これ でも最終的な課税状態(chargeable event) で調整され、納税者は損も得もしないが、 問題は、本件のように非居住者が途中段階 で部分解約をした場合、20分の1の損失の 計上しか認めないことにより、仮にその時 点で所得が生じても、英国政府は課税でき ず、20 分の 19 の損失を控除できるとの状態 が英国の居住者に移転することが可能とな るのである。このように本件は、 corresponding deficiency relief が想定して いない状況でスキームが組まれたものであ り、政策税制の盲点を突かれた事案である。 したがって、ムメリー卿が述べるとおり、 ラムゼイ原則の適用は無理と考えられる。

イ 譲渡損

一方、控訴院は、譲渡損については、HMRCの主張を入れたが、これは、高等法院のプラウドマン判事の事実認定の問題にすぎないとの判断(高等法院判決パラ 55)を是認したものである(控訴院判決パラ 94)。 X は、契約書に基づき売買契約と主張したが、プラウドマン判事は、Xの意図が SHIP2 に参加するための費用であると認定したものである。これは、英国では、mislabelingの問題の一つとして論じられているが(23)、我が国での「私法上の法律構成による否認」と非常に類似した議論である。このような

事実認定が可能なのは、X は、当初から全部解約するつもりであり、そうすると約 1800ポンドしか戻ってこないことが分かっていながら、約 13 万 2000ポンドを支払って本件の保険契約を購入するのは不合理であり、解約料との差額は、保険契約に対する対価ではなく、X の所得税を減じる税効果をもたらすことに対する対価と認められると考えられるからである。

英国は、1935年のWestminster事件上院判決(24)で確立されたウエストミンスター原則により法形式を重視する立場に立っているが、それは、法形式に沿う法律効果が生じる場合には、たとえそれが租税の負担を軽減するとの租税回避目的であったとしても、否認できないとのルールであり、事実認定により、納税者の主張する法形式どおりの契約であるか否かは、ウエストミンスター原則とは別な問題として扱われているのが注目される(25)。

第3 英国版 GAAR の考え方 アーロンソン意見書

1 アーロンソン意見書の概要

(1) 意見書の結論と全体像

次に、今回の立法の基となっているアーロンソン意見書について検討することとする。 英国政府は、2010年12月に包括型回避対抗規定(General Anti-Avoidance Rule)の研究を委託し、これを受けて、2011年11月21日、アーロンソン弁護士が代表として意見書を提出した。アーロンソン弁護士は、1997年から1999年にかけての包括型回避対抗規定の導入の検討の際にも中心的役割を果たした人物で、1997年の租税法審査委員会の報告書(26)の際の議長でもある。

アーロンソン意見書の研究メンバーは、 アーロンソン(勅撰法廷弁護士) バート レット(ブリティッシュ・ペトロリアム・グ ループ税部門最高責任者) フリードマン教 授(オックスフォード大学教授) ヘンダー ソン(高等法院裁判官) ホフマン卿(元控 訴院裁判官、元香港院終審法院裁判官) ノ ーラン(第1審租税審判所非常勤裁判官) タイリー名誉教授(ケンブリッジ大学名誉

タイリー名誉教授 (ケンブリッジ大学名誉教授)の7人である。アーロンソン意見書は、 上記メンバーの議論を経て、アーロンソン弁護士が起草したものである。

この意見書の内容は、次のとおりの構成となっている⁽²⁷⁾。

第1節 結論の要約

第2節 研究 メンバーの確立と方法

第3節 英国は包括型濫用防止規定が必 要か?

第4節 代表する団体の意見

第5節 包括型濫用防止規定のための原 則の枠組み

第6節 包括型濫用防止規定における諸 原則の具体化

別添1 包括型濫用防止規定草案の例示

別添 2 包括型濫用防止規定草案のため のガイダンスノートの例示

アーロンソン意見書は、第1節で、結論の要約として、広汎な包括型回避対抗規定(abroad spectrum general anti-avoidance rule)ではなく、ひどいスキームを阻止する適切な包括型濫用対抗規定を導入するのは意義があるとして、その導入を勧告している。

このうち、第 2 節から第 4 節は、意見書の本体ともいえる第 5 節及び第 6 節を導き出すための前提となる議論である。そこで、まず、第 2 節から第 4 節の概要を紹介し、次いで、第 5 節、第 6 節及び別添 1 の草案を紹介することとする。

(2) 意見書の前提となる議論

第2節で、メンバーの確立とこの意見書を 作成するに当たって、代表する団体と議論を したことを明らかにしている。

第3節において、アーロンソン意見書は、 租税は、国による財産権の侵害(confiscation) の一形態ではなく、2011 年の Huitson 事件 控訴院判決⁽²⁸⁾におけるムメリー判事の意見 を引用して、「市民社会生活のためのコミュニ ティその他の便益を提供するための費用に向 けた拠出 (contribution)」であるとの仮定に 立つことを明らかにしている(同意見書パラ 3.3)。

そして、アーロンソン意見書は、租税回避 を広くとらえるとした上で、 目的的解釈、

個別型回避対抗規定、 租税回避スキームの 開示義務規定 (Disclosure of Tax Avoidance Scheme、DOTAS)の3つの主要な方法があるとする。目的的解釈は、拡張解釈がなされ不明確となっており (同意見書パラ 3.13)、個別型回避対抗規定は、租税法規を複雑にしており (同意見書パラ 3.15)、開示義務規定は、これにより防げないスキームがあるとして、前記第2の2のMayes事件におけるSHIP2をあげている (同意見書パラ 3.20)。

第 4 節において、アーロンソン意見書は、 代表する団体との議論を紹介している。

(3) 意見書の本体

ア第5節

第5節で、アーロンソン意見書は、まず、 英国版 GAAR は、「高度に濫用的な仕組まれ ていて技巧的なスキーム (highly abusive contrived and artificial schemes)」を対象 とする「包覆原則 (overarching principle)」 であるとする⁽²⁹⁾。なお、「包覆原則」という のは、overarching の語感を出すための筆者 の造語であり、個別型回避対抗規定と異な り、上記のようなスキームの全体を覆って いる意味で用いている。

まず、この包覆原則というのは、租税法 規の目的的解釈といった解釈の原則ではな く、目的的解釈による適用を覆す一般原則 (general principle)であるということであ る。さらに、アーロンソンは、包覆原則の 利点として、目的的解釈では用いることが

できない概念を用いることができるとして、 1988 年の White 事件上院判決(30)を挙げる。 この White 事件というのは、前記第2の1 で述べた 1984年の Dawson 事件上院判決と 類似の事案で、X社がその保有する株式を他 に売却するに当たり、マン島に設立した M 社の新株と交換したが、その時点では、ま だ販売先が確定していなかったとの事案で ある。この White 事件において、オリバー 卿は、Dawson 事件におけるブライトマン卿 の公式の「前もって仕組まれた一連の取引 又は複合取引が存在すること」の要件は、 厳格に判断されるべきであるとして、「前 もって仕組まれた一連の取引」というため には、その最初のステップが実行された時 点で、既に最終結果の実現が確実でなけれ ばならないとした。アーロンソン意見書は、 この White 事件において、包括型濫用防止 規定であれば、「取決め」についての条規解 釈を超えて、対象とすることができるとす る (同意見書パラ 5.6)。

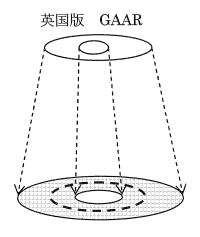
一方、包覆原則の重い責任として、HMRCにより包括型濫用防止規定が公共の利益に基づいて運用されることを確保することを 挙げる(同意見書パラ 5.7)。

次に、許されるタックス・プラニングの中央部分(centre ground)と濫用的スキームとの区別について、まず、租税回避目的があるかといった方法によることはできないとした。そこで、濫用的スキームであるか否かは、より客観的な基準によるべきとし、まず租税上の効果を達成するために特別に仕組まれた通常と異なる(abnormal)性質を有するか否かを最初の手掛かりとすべきとした(同意見書パラ 5.15)。

そして、通常と異なる(abnormal)か否かは、当該取決めが立法府や法規が意図せざる租税上の効果を達成するために仕組まれたものかどうかを問うこととなるが、立法目的が明確でない場合もあるとし(同意

見書パラ5.17) そこで、当該租税法規にお いて「真っ当なタックス・プラニング (responsible tax planning)」の中央部分 (centre ground) が何かを明らかにすべき としている(同意見書パラ5.19)。そのよう な例として、アーロンソン意見書は、香港 の一般否認規定に対する香港の終審院 (the Court of Final Appeal) の 2008年の Ngai Lik Electronics 事件判決(31)の立場を英国に とって最も良いアプローチであるとし、同 事件のリベイロ裁判官の「61A 条の制定法 上の目的は、納税者により利用可能とする ことを立法的に意図した租税便益(tax benefit)を確保しようとする取決めを攻撃 するものではない。」(32)との意見を引用して いる (同意見書パラ 5.20)。 そして、結局、 真っ当なタックス・プラニングとは、租税 法規が許す選択肢に対する合理的な反応(a reasonable response) と考えることのでき る租税利益を確保するための取決めである とした(同意見書パラ 5.21)。

アーロンソン意見書の中核部分である第5節は、分かりにくい点もあるが、アーロンソン意見書の別添1の草案まで検討すると、その考え方が明確になる。そこで、草案を含めて検討すると、アーロンソン意見書が考えている英国版 GAAR のイメージを図示すると、下図のとおりになると考える。



この図を説明すると,上の円が、英国版 GAAR であり、下の円は、英国版 GAAR が 対象としているスキームを表している。下 の円の一番外側の実線の円が、英国版 GAAR が覆っている高度に濫用的な仕組ま れていて技巧的なスキーム(highly abusive contrived and artificial schemes)で、次の 内側の破線の円が、真っ当なタックス・プ ラニング (responsible tax planning) で、 一番内側の実線の円が、合理的なタック ス・プラニング (reasonable tax planning) である。そして、一番外側の円は、通常と 異なる取引 (abnormal arrangement) であ り、真っ当なタックス・プラニングのうち の中心部分 (centre ground) である合理的 なタックス・プラニングは、一見すると、 通常と異なる取引のように思えても、二重 の合理性の基準により除外されるのである。 なお、真っ当なタックス・プラニングを破 線で図示しているのは、その外延が明確で ないからである。結局、英国版 GAAR は、 下の円の一番外側と一番内側の合理的な タックス・プラニングの間のドーナツ状の 部分(網掛け部分)に適用されることとな る。

イ第6節

第6節で、アーロンソン意見書は、英国版 GAAR の2つの重要な必要条件を提示している。第1は、英国版 GAAR は、通常と異なる取決めにのみ適用されるという点であり(同意見書パラ 6.3(i))、第2は、英国版 GAAR は、制定法が許容する行為に係る選択の合理的な行使であると合理的に考えることができない場合にのみ作用するということであるとしている(同意見書パラ6.3(ii)。

後者は、真っ当なタックス・プラニングの保護のうちで最も重要なものであるとし、 当該取決めがこれに該当するか疑義がある ときには、納税者の利益になるように解決

されなければならないとし、また、英国版 GAAR 草案において、「もし、行為の選択の 合理的な行使であると合理的に考えること ができる場合」という表現を用いることに より達成し得るとする(同意見書パラ 6.3(ii)。そして、裁判においては、裁判官が 行為の選択の合理的な行使と考える場合の みならず、裁判官自身はそう考えないがそ のような見解が合理的にもたれるかも知れ ないと考える場合にも納税者に有利に決す ることを意味するとしている(同意見書パラ 6.3(ii)。すなわち、前記第 1 の 2 で述べた 今回の立法された 207 条 2 項の double reasonable test の「合理的に考えることが できないのに (cannot reasonably be regarded)」というのは、単に裁判官が合理 的でないと考えるだけでは足りず、アーロ ンソン意見書が述べるとおり、合理的に考 えて、このような見解があり得ないという ことを意味しているのである(同意見書パ ラ 6.3)。

このような二重の基準を実質的に担保するために、アーロンソン意見書は、英国版 GAAR の適用に当たり、納税者が、幅広い商業活動についての経験のある人等を委員とする諮問委員会(the Advisory Panel)へ付託する制度を提唱している(同意見書パラ 6.7)。

ウ 別添1(草案)

アーロンソン意見書は、第 6 節の基本的な考え方に基づき、別添 1 で彼の考える包括型濫用対抗規定草案を例示している。それによると、対抗措置は、通常と異なる(abnormal⁽³³⁾)取引に適用されるとし(同草案 2)通常と異なる取引とは、濫用的な租税上の結果(abusive tax result)が達成できるように仕組まれたもので、(a)租税法規の特定の条項の適用を回避し、(b)租税法規の特定の条項の適用を企て、(c)租税法規の特定の条項の矛盾を突くことを企て、(d)租

税法規の特定の条項の不備(shortcomings)を使うことを企てているといった通常と異なる特徴を含んでいる場合に限り、これに当たるとしている(同草案 3(2))。そして、セーフガード 1 として、「合理的なタックス・プラニング(reasonable tax planning)」ということで、「もし、行為の選択の合理的な行使であると合理的に考えることができる場合」には、当該取決めは、濫用的な租税上の結果を得るものではないとし(同草案 4)、セーフガード 2 として、租税上の目的がない場合を挙げ(同草案 5)、セーフガード 3 として、HMRC に立証責任を負わせ(同草案 9)、セーフガード 4 として、諮問委員会を挙げている(同草案 14)。

2 Ngai Lik Electronics 事件

アーロンソン意見書は、前記 1(3)アのとおり、真っ当なタックス・プラニングと濫用的スキームの区別として、香港終審院の Ngai Lik Electronics 事件判決を引用している。そこで、まず、香港の一般否認規定の概要を紹介し、上記判例を検討することとする。

(1) 香港一般否認規定

香港には、包括型回避対抗規定として、内国歳入法(Inland Revenue Ordinance、以下「IRO」という。) 112 章 61 条及び 61A 条がある。61 条は、非常に古い規定であり、ニュージーランドなど他の英連邦諸国に導入された規定と同様の規定である。一方、61A条は、1986 年にオーストラリアの第 4 編 A の一般否認規定(34)を参考に追加された新しい規定である。

61 条は、 取引(transaction)が存在するか、 当該取引が租税の減少を得る効果を有しているか、 当該取引が技巧的(artificial)か虚構的(fictitious)か又はいかなる処分も効果を有していないかにより決せられる。一方、61A条は、 取引(transaction)が存在するか、 当該取引が租税便益を得ているか、 7つの要素を考慮

して、当該取引が租税便益を得るとの唯一又 は主たる目的 (sole or dominant purpose) で開始し又は実行したかにより決せられる。

Ngai Lik Electronics 事件で問題となったのは、61A 条であり、同条の具体的内容は、下記のとおりである。

- 「1項 本条は、1986年IROの施行後(...)に契約し又は効果が生じ、かつ、本条がなければ、ある人(本条では、「当該納税者」という。)に租税便益(tax benefit)を与える効果をもついかなる取引(transaction)に対しても、以下の各号を考慮して、当該取引を締結し若しくは実行した者又はその者の一人が、当該納税者一人又は他の者と共に租税便益を得させることを唯一又は主たる目的(the sole or dominant purpose)で行ったと結論される場合に、適用される。
 - (a) 取引の開始又は実行の方法
 - (b) 取引の形式と実質 (the form and substance of the scheme)
 - (c) 本条がなければ、当該取引によって 得られたであろう内国歳入法に関連 する結果
 - (d) 取引に起因して生じ若しくは生じることが見込まれ、又は起因することが合理的に予期される、当該納税者の財政状態の変化
 - (e) 取引に起因して生じ又は起因することが合理的に予期される、当該納税者が現在又は過去において関係を有した者(企業、家族又はその他の性質を問わず)の財政状態の変化
 - (f) 問題とされる取引と同種のものについて独立当事者間であれば通常であれば生じなかった権利や義務が創設されているか否か。
 - (g) 香港外において所在し、又は事業活動を行う法人の取引への関与

- 2項 1項が適用される場合、10 編における査定官の権限は、副長官によって執行されるものとし、当該副長官は、同編に基づき執行が認められる権限を逸脱することなく、以下の定めにより、当該納税者の納税義務の査定を行うものとする。
 - (a) 当該取引やその部分が、あたかも契 約されなかった又は実行されなかっ たものとみなすこと

又は

(b) 獲得されたであろう租税便益を否定 することが適切であると副長官が認 める場合の、その他の方法によること

3 項

- 『租税便益(tax benefit)』とは、税負担を回避若しくは繰延べ又は控除することを意味する。
- 『取引(transaction)』とは、法的手続に基づいて執行可能なものであるか 否 か に 関 係 な く 、 取 引 (transaction) 実施(operation) 又は計画(scheme)を含む。」

以上、61A条は、オーストラリアの第4編Aの包括的回避対抗規定と同様、租税便益を得させることを唯一又は主たる目的としているか否を要件としているものであり、包括型回避対抗規定を大きく目的型と濫用型とで分類すると、目的型の包括型回避対抗規定と考えられる⁽³⁵⁾。

(2) Ngai Lik Electronics 事件の事案の概要

この事件は、Ngai Lik Electronics という 1981 年に香港で設立されたオーディオ製造業を営んでいた会社が、中国の深セン等の本土での来料加工を行うことになったことから、1992 年から 1993 年にかけて事業を再編成した後の子会社からの製品の購入取引に対し、61A条が適用されるかが問題となった事件である。この事件の事業再編成後の取引は、次図のとおりである(36)。



NWP、SWL 及び DW は、いずれもヴァージン島の法人であり、X 社の子会社である。問題となったのは、DW と X 社との間の売買で、契約書では 10%を超えない価格となっていたのに、この契約どおりではなく、年末に決定していた。そこで、香港内国歳入庁(Inland Revenue Department、以下「IRD」という。)は、61A 条を適用して価格を引き上げた。

(3) Ngai Lik Electronics 事件の判旨

内国歳入不服審判所(Inland Revenue Board of Review、以下「不服審判所」という。)と下級審は、IRD の処分を適法として勝訴させた。これに対し、終審院は、X 社を勝訴させた。主な意見を書いたのは、リベイロ判事である。リベイロ判事は、61A条の適用に当たっては、 transaction、 tax benefit、 dominant purpose を適切に配置すべきとした(同終審院判決パラ 36)。そして、NWPと SWL が DW の売買の際に値引きをしているが、これは X 社の租税便益とは関係がなく、また、X 社は、中国本土での製造には関与していないとした(同終審院判決パラ 76)。

そして、dominant purpose の検討で、不服審判所は、タックス・アドバイザーのレポートを重視したが、リベイロ判事は、このレポートが、中国本土の活動で得た利益についてのものであり、「61A 条の制定法上の目的は、納税者により利用可能とすることを立法的に意図した租税便益(tax benefit)を確保しようとする取決めを攻撃するものではない。オフショア活動による利益には課税しないの

であるから (同終審院判決パラ 101)とした。 結局、DW と X 社との売買において、契約 書どおりになっていないとしても、DW の中 国本土での事業活動を考慮したものであり、 租税法上の便益を得るためではないとしたのである。

アーロンソン意見書が上記リベイロ判事の 意見を引用した趣旨は、IRO61A条が、当該 納税者に租税便益を得させる目的を有してい るか否かが要件となっているにもかかわらず、 当該便益が立法的に納税者に利用可能とする ことが意図されているものか否かの客観的基 準で制限を課していることに着目したものと 考えられる。

3 アーロンソン意見書と財政法第5編との 違い

(1) 財政法第5編の検討

アーロンソン意見書と今回立法された財政 法第5編では、いくつか違いがある。アーロ ンソン意見書は、まず当該取決めが通常と異 なるか(abnormal)否かを問題として、そう であったとしても、セイフハーバーとして、 二重の合理性のテストをして、合理的であれ ば、英国版 GAAR の適用はないとする(同意 見書 Appendix パラ 4)。これに対し、財政 法第5編では、二重の合理性のテストで濫用 に当たるか否かの判断をするが、その過程で、 予め仕組まれたあるいは通常と異なる取引が 含まれていないかを検討し、更に、当該取決 めが、経済合理性を欠くなどの濫用であるこ との指標(indicator)を示しているか否かで、 最終的に濫用であるかを判断することとなっ ている。

このような違いは、実際に立法するに当たっての立法技術的な修正であり、本質的には異ならないと考えられる。この点、2013年1月21日に開催された英国上院の小委員会における証言において、アーロンソン弁護士も、財政法案の対象としている取引は、アーロンソン意見書のそれと同じであり、また、法案の表現ぶりは少し変わっているが、法案の立案段階でも、たえずアドバイスをしており、特に204条2項b号で、濫用(abusive)の判定に当たり、「仕組まれた(contrived)」であることを規定していることを評価し、財政法案がアーロンソン意見書の考え方と同じであると証言しているところである(37)。

(2) HMRC のガイダンス

HMRC は、21012 年 12 月 11 日に英国版 GAAR の 法 案 (Draft Clauses & Explanatory Notes for Finance Bill 2013) を公表するとともに、同規定に関し、Part A、Part B 及び Part C (38) の 3 つのガイダンスを公表している。

まず、Part A は、英国版 GAAR の適用範囲を説明し、Part B は、取決めに対して英国版 GAAR をどのように適用するかの具体例を説明し、Part C は、英国版 GAAR の手続を説明している。

その後、HMRC は、2013 年 4 月 15 日付で、英国版 GAAR の諮問委員会のメンバーとしてパトリック・ミアらを選任し、同委員会の承認を得た新たなガイダンスとして、Part A、B and C、Part D 及び Part E (39) の 5 つのガイダンスを公表している。Part A、B and C は、ガイダンスの目的などを説明し、Part D は、取決めに対して英国版 GAAR をどのように適用するかの具体例を説明し、Part E は、英国版 GAAR の手続を説明している。

このうち、新たなガイダンスのうちの Part D において、前記第2の2で検討した Mayes 事件への英国版 GAAR の適用の有無を説明している(同ガイダンス D 15)。 これによる

と、まず、(i) 当該取決めが、当該租税法規の目的と矛盾していないかとの問い(第 5 編 207 条 2 項 a 号)については、矛盾しないとし、次に、(ii) 当該取決めが、仕組まれたあるいは通常と異なるステップを含まないかとの問い(同項 b 号)については、step3 と step4 が、仕組まれかつ通常と異なるとし、(iii) 当該取決めが当該条項の欠缺を利用しようと意図していないかとの問い(同項 c 号)については、利用しているとしている。さらに、(iv) 当該取決めが、第 5 編 207 条 4 項の濫用であることを示す指標がないかとの問いに対しては、あるとしている。そして、結論として、基国版 GAAR が適用されるとしている。

このように英国版 GAAR は、まず、二重の合理性テストで判定し、次いで、当該取決めが、経済合理性を欠くなどの濫用であることの指標(indicator)を示しているか否かで、最終的に濫用であるかを判断することとなっているのである。

その他、このガイダンスは、第2の1で引用した2004年のBMBF事件上院判決の事案について検討している(同ガイダンス D 7 (40)。この事件は、リースバック取引であるが、上記と同じような順序で検討し、特に、上記(ii)の当該取決めが、仕組まれたあるいは通常と異なるステップを含まないかとの問いについては、リース料の保証についての取決めが、循環金融が含まれ、仕組まれていて通常と異なるが、この循環金融は、租税上の効果を得るためではなく、また、ファイナンス・リースの枠の範囲内であることから、通常と異なるとまでは言えないとし、結論として、英国版 GAAR が適用されないとしている。

さらに、このガイダンスは、前記第3の1(2) で引用した2011年のHuitson事件控訴院判決の事案についても検討している(同ガイダンスD12(41))。この事件は、英国-マン島租税条約を利用し、外国信託とパートナーシップを組み合わせて、二重非課税状態を作出し

た事案であるが、上記と同じような順序で検討し、特に、上記(i)の当該取決めが、当該租税法規の目的と矛盾していないかとの問いについては、当該租税法規に租税条約も含むとの前提に立った上で、Huitson事件控訴院判決における「DTA(二重課税防止条約)の目的は、二重課税や脱税を避けることであるが、二重非課税を促進することではない。」との判旨を引用して、租税条約の目的に反しているとし、結論として、英国版 GAAR が適用されるとしている。

第4 英国の包括型濫用対抗規定立法の意義 我が国へのインプリケーション

我が国では、最近、多国籍企業の日本子会社が関与した法人税を軽減するスキームを使った複雑な事案に対し、法人税法 132 条 1項が適用されるか否かが訴訟になっている。法人税法 132 条 1項の「これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは」との要件は、裁判例によって、客観的に経済合理性を欠くことと考えられている(42)。しかしながら、法人税法 132 条 1 項は、これをクロスボーダーの取引に適用するに当たっては、様々な問題も生じるところである。

このような我が国の状況において、英国版 GAAR は、非常に参考になるものである。外国企業が、様々な節税スキームを行うに当たり、我が国においては、節税と租税回避との区別が不明確である。一方で、我が国では、包括型回避対抗規定の導入には、非常な反対がある。しかしながら、ことは我が国の法人だけの問題ではなく、外国企業が我が国で活動する場合の問題でもあり、外国企業からみても分かりやすい税制が望ましく、その意味で、英国版 GAAR は参考となると考える。

結び

以上、英国版 GAAR を検討したが、現在、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)が OECD を始め先進国首脳会議でも議論されているところである。そのような議論の中で、英国が打ち出した英国版 GAAR の動向は、各国の注目を集めているところであり、今後もその動向が注目される。

⁽¹⁾ GAAR Study, report by Graham Aaronson QC,http://www.hm-treasury.gov.uk/d/gaar_final_report_111111.pdf

Workshop on General Anti-Avoidance Rules 12-13 March 2013 Paris, France

⁽³⁾ The Fourth IMF-Japan High-Level Tax Conference For Asian Countries in Tokyo 2-4 April 2013

⁽⁴⁾ Commission Recommendation, of 6.12.2012 on aggressive tax planning

⁽⁵⁾ HMRC v Tower MCashback LLP1, [2011] UKSC 19

⁽⁶⁾ 拙稿「英国におけるラムゼイ原則と資本控除 (capital allowance)への適用 2011年 Tower MCashback 事件英国最高裁判決を分析して 」 租税研究 760号 170頁

⁽⁷⁾ http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2013/ 29/contents/enacted/data.htm

 $^{^{(8)}}$ Halifax plc v Customs & Exercise, Case C-255/02

⁽⁹⁾ 中山清「アジア諸国における一般的な租税回避 防止規定について」租税研究 764 号 45 頁

⁽¹⁰⁾ 金子宏『租税法第 18 版』121 頁

⁽¹¹⁾ W.T.Ramsay Ltd. v IRC, [1982] A.C.300. 事案及び判旨の詳細は、拙稿・前掲租税研究 760号 171~173 頁を参照されたい。

⁽¹²⁾ Furniss (Inspector of Taxes) v Dawson and related appeals, [1984]1 All ER 530

⁽¹³⁾ Ensign Tankers (Leasing) Ltd v Stokes (Inspector of Taxes), [1992] 2 All ER 275

⁽¹⁴⁾ David Dunbar「制定法上の一般否認規定:英連邦からの英国に対する教訓」(拙訳)租税研究724号 224、225 頁

⁽¹⁵⁾ Mac Niven (Inspector of Taxes) v

- Westmoreland Investments Ltd. [2003] 1 A.C. 311
- (16) Barclays Mercantile Business Finance Ltd.v Mawson, [2005] 1 A.C. 684
- (17) 事案及び判旨の詳細は、拙稿・前掲租税研究 760号 180~184 頁を参照されたい。
- (18) Mayes v HMRC [2011] EWCA Civ 407
- (19) このスキームは、David Royds 氏が主宰する ジャージー島のタックス・アドバイザーである Matrix Tax Solutions が考案したといわれてい る(The Guardian、26 June 2012)。なお、step1 における証券の購入者である A は、このスキーム の協力者である。
- (20) Mayes v HMRC [2009] S.T.C.(S.C.D.)181
- (21) Mayes v HMRC [2009] EWHC 2443 (Ch)
- (22) Drummond v HMRC [2009] EWCA Civ608
- (23) Rebecca Murray, "Tax Avoidance" at 226-229. 同氏は、Mayes 事件において、控訴院が保険契約の取得費であることを否定した点には反対しており、英国においても、このような認定が許されるかについては、議論があるところである。
- (24) IRC v Duke of Westminster, [1936] A.C. 1.
- (25) この点は、アーロンソン意見書の研究メンバーの一人であるタイリー教授も、その体系書で述べているところである(拙稿『課税訴訟における要件事実論』43頁)。
- (26) Tax Law Review Committee, "Tax Avoidance" (London: Institute for Fiscal Studies, 1997)
- (27) アーロンソン意見書の翻訳については、租税研 究協会内の平成 25 年 5 月 29 日に開催された国際 際課税研究会において国税庁の国際課税分析官 である岡直樹氏が報告しており、その翻訳(租税 研究 766 号 469 頁)を参照されたい。
- ⁽²⁸⁾ R (Robert Huitson) v HMRC [2011] EWCACiv893
- (29) "overarching principle"との表現は、David Dunbar・前掲租税研究 724号 223 頁でも用いられており、その際筆者は、「一般理論」と翻訳したが、Dunbar は、解釈の原則を超える一般理論との意味で用いている。アーロンソンも、同様の意味で用いていると思われる。
- $^{(30)}$ Craven (Inspector of Taxes) v White [1988] 3 All ER 495
- (31) Ngai Lik Electronics Company Ltd v

- Commissioner of Inland Revenue, FACV No.29 of 2008
- (32) Ngai Lik Electronics 事件判決パラ 101
- (33) アーロンソン意見書が言っている"abnormal" とは、ここで挙げているように、立法目的に反することや立法の不備を使うことなどをも含むものであり、「異常」と翻訳すると狭すぎるので、本稿においては「通常と異なる」と翻訳した。
- (34) オーストラリアの一般否認規定については、拙稿「オーストラリア一般否認規定の研究」 駿河台 法学 24 巻第 1・2 合併号 203 頁を参照されたい。
- (35) 包括型回避対抗規定における目的型と濫用型の区別については、拙稿「主要国の一般的租税回避防止規定」(本庄資編)国際課税の理論と実務669 頁以下を参照されたい。
- (36) この事件の事案の概要については、Phillp Wong, "Hong Kong,Antiavoidance and Transfer Pricing: Court Limits Revenue's Reach",Tax Notes International August 24,2009 at 608 を参考にした。
- (37) House of Lords, Select Committee on Economic Affairs Finance Bill Sub-Committee, The Finance Bill 2013, Oral and Written Evidence at 5,6,http://www.parliament.uk/documents/lords-committees/economic-affairs-finance-bill/Online%20Evidence%20-%20final %202.pdf
- (38) http://www.hmrc.gov.uk/budget-updates/ 11dec12/gaar-guidancepart-a.pdf,-b.pdf,-c.pdf
- (39) http://www.hmrc.gov.uk/avoidance/gaar-part-abc.pdf -d.pdf, -e.pdf
- (40) 事案及び判旨の詳細は、拙稿・前掲租税研究 760号 177~180 頁を参照されたい。
- (41) この事件の詳細については、Schwartz「租税 回避と租税条約:最近の英国の経験」(拙訳)租 税研究 754号 327 頁以下を参照されたい。
- (42) 金子・前掲租税法第 18 版 442 頁